特集

みんなで進める まちづくり

市では、留萌市自治基本条例に基づき、「市民が主役のまちづくり（市民自治）」を推進しています。

問 市・政策調整課 ☎42-1809

「留萌市自治基本条例」とは

▼「留萌市自治基本条例」は、「市民」「議会」「市」それぞれが役割と責務を持ち、自らの意思と行動でまちづくりを進めるため、平成 18 年 12 月に議会で議決され、19 年 4 月 1 日に施行されました。

留萌市自治基本条例では、市民による自治を理想として掲げる「自治の理念」や基本原則「情報共有」「市民参加」「協働」などを定めています。

【 留萌市自治基本条例の特徴 】

◎市民による自治を理想とした「自治の理念」を定めています。
◎自治の担い手として「市民」「議会」「市」それぞれの役割と責務を定めています。
◎基本原則「情報共有」「市民参加」「協働」を定めています。
◎市が仕事を進めるための「都市経営の考え方」を定めています。
◎世の中の変化に敏感に対応するため、条例が正しく実施されているかを定期的に確認し、条例を見直すことができるように定めています。

基本原則

情報共有

「市民」「議会」「市」それぞれが自治に関する情報を互いに提供し合いながら、共有します。

市民には「情報を求める権利」「情報を知る権利」、市には「情報を提供する義務」がそれぞれあります。

市民参加

市民が積極的に、市の仕事の企画立案や実施、評価などに関わり、意見や考えを明らかにして行動を起こします。

市民には「市政に関心を持ち、積極的に行動すること」、市には「参加しやすい環境づくり」がそれぞれ求められます。

協　働

「市民」「議会」「市」それぞれが役割と責任を分担し、互いに対等な立場で連携し、協力して自治を進めます。

市民自治を進めるためには、「市民」「議会」「市」が互いに対等な立場で連携し、協力し合うことが大切です。

「市民が主役のまちづくり」へ

▼条例が掲げる「市民が主役のまちづくり（市民自治）」を進めるためには、皆さんの自治参加が不可欠です。皆さん一人一人が「市民の権利と責務」などについて理解を深めるとともに、積極的にまちづくりに参加していくことが重要です。

皆さん一人一人の役割

【 市民の権利 】

1）市が保有する情報を知る権利
2）自治に参加する権利
3）市が行う行政サービスを受ける権利

「情報を知る権利」とは、市が発信する情報を受け取ることができるだけではなく、市が所有している情報について提供を求めることもできる権利です。

ただし、保護するべき非公開情報（個人情報など）については、原則提供しません。

【 市民の責務 】

1）自治の主権者として、互いに尊重しながら、自治に参加すること
2）自治に参加するときに、自らの発言と行動に責任を持つこと
3）行政運営と行政サービスに担う負担を受け持つこと

【 コミュニティ（町内会や市民ボランティアなどの地域共同体）】

1）市民は、自治の担い手としてコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てるよう努力すること
2）市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重すること

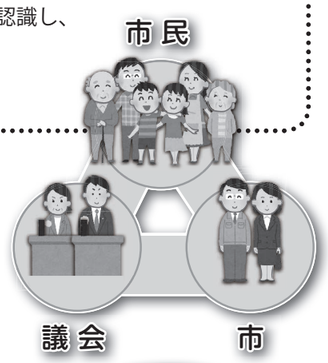

区　分	主な役割と責務
市　民	・自治の主権者として、互いに尊重しながら、自治に参加します。 ・自治の担い手としてコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てるよう努めなければなりません。
議　会	・市の議決機関として、重要な政策を総合的な視点に立って審議し、意思決定します。
市	・公正で誠実に仕事を進め、常に見直しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければなりません。 ・職員は、市民の立場に立ち、全力で職務に取り組まなければなりません。

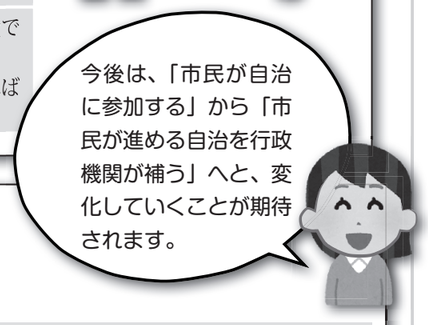

「市民」「議会」「市」それぞれが連携・協力し、より良いまちづくりを進めるため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎「留萌市自治基本条例」の全文は、市ホームページ（http://www.e-rumoi.jp/）でご覧いただけます。

留萌市　政策調整課　検　索